

只見線ポスターフォトコンテスト業務委託 仕様書

この仕様書は、只見町（以下、「委託者」とする。）が受託者に委託する下記業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

只見線ポスターフォトコンテスト業務委託

2 目的

全線運転再開を果たした只見線沿線と只見町の認知度向上、観光交流人口増に繋げるため、町内観光関係施設及び町外の観光施設などに掲出するポスターを作成する。また、ポスターに利用する写真はフォトコンテストにより広く募集することで、多くの只見線・只見町ファンを巻き込み応援の輪を広げ、地域振興に繋げていく。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日まで（予定）

4 委託金額の上限

委託金額の上限は1,999,910円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

本業務の内容は、以下の業務とする。

(1) フォトコンテストの開催

①業務概要

ポスター制作に利用するための写真を広く募集するためのフォトコンテストを開催する。

なお、フォトコンテスト開催に伴う詳細企画については委託者と受託者で協議する。

②作品募集

フォトコンテスト用のWebページを作成・運営し、周知及び作品募集を実施する。

③作品募集期間（予定）

令和6年9月20日（金）～令和6年12月27日（金）

④撮影テーマ

只見町内での只見線に関する写真

⑤応募資格

プロ、アマチュア、年齢問わず、どなたでも応募可能

⑥応募点数

1人3点まで（但し、ポスター採用は1人1点のみ）

⑦応募上の注意

ア 応募作品は未発表のものに限る。（他のコンテスト応募中も不可）

- イ 肖像権等については、応募者が事前に承諾を得たうえで応募すること。
- ウ 公序良俗に反するもの及び反する恐れのあるものと判断される場合、選考の対象外とする。

(2) ポスターの作成

①業務概要

- ア ポスター4種類を作成する。
- イ ポスターに使用する画像はフォトコンテストにおいて収集したものとする。
- ウ 利用写真の決定、デザイン、レイアウト、データ加工等の協議からポスター納品までの一切の業務を行う。

②制作方針

- ア 只見線ポータルサイトのコピー「きょうも、あしたも。いつもの特別。只見線」を用い、本町への誘客に繋がるデザインとし、詳細企画は委託者と受託者で協議する。
- イ 利用写真については、フォトコンテスト開催後、委託者と受託者間で協議のうえ審査会等で決定するものとする。
- ウ ポスター内には、以下を挿入すること。
 - ・「福島県只見町」
 - ・只見町・只見線の位置がわかる地図デザイン
 - ・日本の自然の中心地「自然首都・只見」ロゴマーク
 - ・只見ユネスコエコパーク ロゴマーク
 - ・その他委託者の指示する事項

③印刷物の規格

- ア 判 版 B1判及びB2判
- イ 種 類 4種 (B1判、B2判は同デザインとする。)
- ウ 枚 数 各種類 500枚 (B1判 100枚、B2判 400枚) 計 2000枚
- エ 紙 質 コート紙 135kg
- オ 色 数 フルカラー
- カ その他 耐光インク

(3) 発送・納品等

ポスターの発送は完成後、委託者の確認を受け、各送付先への発送を以って納品とする。

- ①納品期限 令和7年2月28日(金)
- ②納品先 〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591-30 只見町役場交流推進課
- ③送付先 県内200か所, 県外100か所 (南東北3件, 信越27件, 関東68件, 中部1件, 関西1件)
- ④納品・発送方法 納品: B1判のすべて、B2判の残数については、段ボールに梱包し納品。
送付: B2判4種1組を委託者の指示する箇所、組数をポスターケースに梱包し発送。

6 完了検査

事業完了後、次の書類などを委託者の指示する日までに提出し、完了検査を受けること。

- (1) 事業完了届
- (2) 収支決算書
- (3) 事業報告書
- (4) 成果物

①ポスター ②電子データ：PDFデータ、illustrator(OLなし、あり)、JPEG形式等
及び撮影したデータを保存したDVD-R

7 著作権の譲渡等

受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26号の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物も利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を只見町に無償で譲渡するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ只見町の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、只見町が求める事項を最大限実現できるように努めること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ只見町と協議の上、承諾を得ること。
- (4) 委託業務に関して知りえた秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託業務が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本仕様書に記載のされていない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上、対応について決定するものとする。